

【重要事項説明書】

指定介護予防短期入所生活介護事業所・指定短期入所生活介護事業所

ショートステイあすか大町 のご案内

【事業所番号：3470211321】

<事業者概要>

事業者	医療法人あすか
代表	理事長 高橋 祐輔
住所	広島市安佐南区緑井二丁目12番25号
連絡先	TEL：082-879-3143 FAX：082-879-3190
設立年月日	平成1年2月16日

<事業所概要>

事業所	ショートステイあすか大町			
住所	広島市安佐南区中須一丁目26番12号			
連絡先	TEL：082-879-1172 FAX：082-879-1174			
開設日	平成26年11月1日			
営業日	年中無休			
営業地域	安佐南区、安佐北区			
管理者	秋田 久美子			
従業者	職種	員数	職種	員数
	管理者	1	介護職員	11
	医師	1	看護職員	1
	生活相談員	1	管理栄養士	1
機能訓練指導員	1			
利用定員	25名			
設備	居室（個室×17・4人室×2）・食堂兼機能訓練室・浴室・静養室・身障者用トイレ・自動火災報知器、消火設備、スプリンクラー、散水栓、消火器、避難器具			
最寄バス停	JR可部線・アストラムライン 大町駅より徒歩1分			

<基本方針>

要介護、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

<運営方針>

- ① 運営にあたっては、介護保険法並びに関連する法令等の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ② サービスの提供には、利用者の要介護、要支援状態の軽減又は悪化の防止、介護予防に資するよう認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。
- ③ 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については短期入所生活介護等計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に提供方法を理解しやすいよう説明し同意を得ます。
- ⑤ サービスの提供に当たっては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合は、利用者又はその家族に説明し、文書にて同意を得ます。

- ⑥ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- ⑦ 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

<利用対象者>

- ①原則として要介護認定を受け、「要支援」又は「要介護」と認定されている方

<サービス内容>

1)健康管理	利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置をとります。
2)日常生活上の援助	日常生活動作能力に応じて必要な援助を行います。 ①食事 ②入浴 ③排泄 ④着替え ⑤移動 ⑥口腔ケア ⑦その他必要な身体の援助
3)機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持の訓練、並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。
4)送迎	希望される利用者に対してその居宅と事業所間の送迎を行います。なお、必要に応じて送迎車輛へ昇降及び移動の介助を行います。
5)入浴	心身の状況に応じ1週間に2回以上、適切な方法により入浴、又は清拭を行います。
6)食事	栄養状態並びに利用者の心身の状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に適切な栄養量を提供します。
7)栄養改善	個別に栄養食事相談及び低栄養状態の予防・改善等の栄養管理を行います。
8)口腔機能向上	利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、口腔機能向上サービスを提供します。
9)相談及び援助	常時相談に応じます。必要な助言その他の援助を行い、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ります。

<ご利用料金など>

◎ご利用料金（1日あたり）

単独型 従来型個室・多床室

（R6年6月現在）

内容	基本単位数	利用料金 (費用総額)	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	479	5,053円	506円	1,011円	1,516円
要支援2	596	6,287円	629円	1,258円	1,887円
要介護1	645	6,804円	681円	1,361円	2,042円
要介護2	715	7,543円	755円	1,509円	2,263円
要介護3	787	8,302円	831円	1,661円	2,491円
要介護4	856	9,030円	903円	1,806円	2,709円
要介護5	926	9,769円	977円	1,954円	2,931円

単独型 従来型個室・多床室（予防連続31日以上 介護連続61日以上）

内容	基本単位数	利用料金 (費用総額)	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	442	4,663円	467円	933円	1,399円
要支援2	548	5,781円	579円	1,157円	1,735円
要介護1	589	6,213円	622円	1,243円	1,864円
要介護2	659	6,952円	696円	1,391円	2,086円

要介護 3	732	7,722 円	773 円	1,545 円	2,317 円
要介護 4	802	8,461 円	847 円	1,693 円	2,539 円
要介護 5	871	9,189 円	919 円	1,838 円	2,757 円

多床室・従来型個室共通加算

内容	基本 単位数	利用料金 (費用総額)	介護保険適用時の自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
生活機能向上連携加算Ⅱ1 (1月につき)	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円
看護体制加算Ⅲ1	12	126 円	13 円	26 円	38 円
看護体制加算Ⅳ1	23	242 円	25 円	49 円	73 円
医療連携強化加算	58	611 円	62 円	123 円	184 円
看取り連携体制加算	64	675 円	68 円	135 円	203 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間限定)	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円
若年性認知症受入加算	120	1,266 円	127 円	254 円	380 円
送迎加算 (片道)	184	1,941 円	195 円	389 円	583 円
緊急短期入所受入加算 (7日間限度)	90	949 円	95 円	190 円	285 円
長期利用者提供減算	-30	-316 円	-32 円	-64 円	-95 円
口腔連携強化加算 (月1回限度)	50	527 円	53 円	106 円	159 円
療養食加算 (1日につき3回を限度)	8	84 円	9 円	17 円	26 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月につき)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月につき)	10	105 円	11 円	21 円	32 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	189 円	19 円	38 円	57 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1月につき+所定単位×13.6%				

★1単位あたり10.55円となります。

★被爆者健康手帳をお持ちの方は、利用料自己負担額が助成されますので料金は不要です。(保険給付の限度内)

◎その他、利用者の負担となる費用

①滞在費・・・従来型個室1,250円(1日につき) 多床室860円(1日につき)

②食費・・・朝食450円、昼食770円、夕食600円

※米飯からパンへの変更をご希望の方は、1食30円追加となります。

※滞在費、食費については介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載された負担限度額(1日につき)となります。※1月1日の昼食は1,170円となります。

③その他の日常生活品費

オシボリタオル・・・220円/日、フェイスタオル・・・60円/枚

※オシボリタオルは4枚/日を基本にさせて頂いておりますが、これ以上お使いになった場合や、フェイスタオルをお使いになった場合でも、220円を越える料金は頂きません。

※施設で用意するものをご利用頂く場合に、お支払い頂きます。

※ご自分で管理される場合は、料金は無料です。

④喫茶代・・・100円/日

⑤電気代(電気毛布、電気あんか等)・・・60円/日

⑥テレビレンタル代・・・200円/日

⑦送迎・・・通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、実施地域を超えた地点から路程1kmあたり20円

⑧介護保険給付の支給限度額を超えるサービスや利用者が負担することが適当と認められるものについては利用者又はその家族に説明し同意を得ます。

※介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

◎キャンセル料

ご利用をキャンセルされる場合は、**前日18:00まで**にご連絡ください。ご連絡を頂いてない場合はキャンセル料が770円発生する場合があります。

<利用料等のお支払方法>

- ① 1か月分の利用料、その他の費用を月末に締め、請求書を翌月中旬に手渡し又は郵送致しますので指定期日までにお支払いください。
- ② お支払いは指定の預貯金口座から毎月26日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に自動振替とさせていただきます。なお、自動振替の契約が別途必要となります。
- ③ 自動振替をされない方は現金で高橋内科小児科医院の受付で指定期日までにお支払い下さい。

<苦情のご相談>

当事業所の苦情相談窓口

- ① 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- ② 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行います。

相談・問い合わせ先	連絡先	受付時間
ショートステイあすか大町（サービス提供に関する苦情相談窓口）	082-879-1172 苦情解決責任者 管理者 秋田 久美子 苦情受付担当者 介護職員 湯藤 和也	9時00分 ～18時00分

介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8:30～17:15
広島市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 受付時間 8:30～17:15
広島市安佐南区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 電話番号 082-831-4943 受付時間 8:30～17:15
広島市安佐北区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 電話番号 082-819-0621 受付時間 8:30～17:15

<秘密の保持>

- ① 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 別紙の「医療法人あすか介護事業所の個人情報の利用目的」において利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

<ご利用にあたってのお願い>

- ・ 保険証や医療受給者証等の書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・ 交通状況やその他の諸事情で、送迎開始時刻が若干前後することがございます。
- ・ 衛生管理上、事業所への飲食物の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 法律により金品・物品の受け取りは一切できませんので、ご協力ください。

<虐待の防止について>

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護職 石田 興司
-------------	-----------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

<身体拘束について>

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。
- ③ 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

<衛生管理等>

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

<業務継続計画の策定等について>

- ① 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

<その他>

家族への連絡	希望により、利用者へ連絡すると同様の通知を家族等へも連絡致します。
短期入所生活介護計画	事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護等計画」を作成し、利用者及びその家族に説明します。
緊急時の対応	サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに高橋内科小児科医院の医師に連絡し必要な措置を講じるとともに利用者及び家族の予め指定された緊急連絡先に緊急連絡します。
非常災害対策	サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には、避難等の指揮をとります。非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又はその利用者の家族に重大な過失がある場合はこの限りではありません。
虐待の防止	管理者及び従業者の虐待防止のための取組の徹底を図ります。
身体拘束の制限	利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束等を行う場合の要件に関する事項を定め、身体拘束防止の徹底の取組をはかります。
重要事項説明書	重要事項が変更された場合、利用者へその内容を文書で通知致します。軽微な変更においてはこの限りではありません。
契約の終了	1週間の予告期間において、この契約を解約することができます。
禁止事項	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

重要事項説明者